

岩手県監査委員告示第17号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局土木部
- （2） 監査実施日
- ア 予備監査実施日 令和6年5月29日から同年6月28日まで
- イ 本監査実施日 令和6年7月31日
- （3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に伴う事務手続きに当たり、不適切な事務処理が複数件発生しており内部けん制機能が十分に働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、再発防止に向けた組織的なチェック体制を構築し、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	不適切な事務処理事案に係る研修会を実施し注意喚起を行うとともに、事務処理過程のチェック体制強化を図る観点から事業実施事前審査会様式に新たなチェック項目を追加した。 また、県土整備部としても速やかに適切な事務処理の確保に係る通知を発出したほか、公所長会議においても建設発生残土の処理の適正化について周知した。 さらに、令和6年10月1日付けで「建設発生土受け入れ地の確保に係る土地所有者（管理者）との協議等について」の通知を発出し、書面での所要の事務手続きを行うよう周知する等の再発防止を徹底した。

- 2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- （2） 監査実施日
- ア 予備監査実施日 令和6年5月16日及び同月17日
- イ 本監査実施日 令和6年7月10日
- （3） 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- （4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
内部統制の取組に当たり、会計事務に係る任意点検項目として設定した発生防止策に十分取り組んでおらず、不適切な事務処理を複数件繰り返すなど、内部けん制機能が働いていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず	内部けん制機能を充実させるため、郵便物や許認可申請書類等は、管理課長が受領及びチェックをしたうえで担当者に配布することとし、その後の進捗管理を管理一覧表により管理課長が確認するほか、月に1回の課内ミーティング等により処理状況を確認するとともに課題などについて相談が行いやすい組織づくりを推進している。

わらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、組織的なチェック体制を構築し、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	
--	--